

第3次改訂

鳥取県人権施策基本方針

— 概要版 —

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会をめざして



平成28年9月
鳥 取 県

目次

はじめに

| | |
|---------|---|
| 策定の趣旨 | 1 |
| 改訂のポイント | 1 |

第1章 基本的な考え方

| | |
|-----------|---|
| めざす社会 | 2 |
| 人権尊重の基本理念 | 2 |
| 基本方針の位置付け | 2 |

第2章 人権施策の推進方針

| | |
|-----------------------|---|
| I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 | 3 |
| II 相談・支援の充実 | 3 |

第3章 分野別施策の推進

| | |
|------------------|---|
| 1 同和問題 | 4 |
| 2 男女共同参画に関する人権 | 4 |
| 3 障がいのある人の人権 | 4 |
| 4 子どもの人権 | 5 |
| 5 高齢者の人権 | 5 |
| 6 外国人の人権 | 5 |
| 7 病気にかかわる人の人権 | 6 |
| 8 刑を終えて出所した人の人権 | 6 |
| 9 犯罪被害者等の人権 | 6 |
| 10 性的マイノリティの人権 | 6 |
| 11 生活困難者の人権 | 7 |
| 12 インターネットにおける人権 | 7 |
| 13 ユニバーサルデザインの推進 | 7 |
| 14 様々な人権 | 8 |

第4章 人権施策の推進体制

| | |
|-----------------------|---|
| 1 県の推進体制 | 9 |
| 2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働 | 9 |
| 3 国、市町村、企業、NPO等との連携 | 9 |

資料

| | |
|-----------------|----|
| 人権施策基本方針 体系図 | 10 |
| 鳥取県人権尊重の社会づくり条例 | 11 |
| 主な相談窓口一覧 | |

はじめに

策定の趣旨

鳥取県では、平成8年に全国に先駆けて制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づいて、翌平成9年4月に8分野の人権問題を挙げるなど総合的な人権施策の基本方針を策定しました。

その後、平成16年3月、平成22年11月に2度の改訂を行ったところですが、社会情勢の変化に伴い、新たに顕在化した問題や平成26年5月に実施した人権意識調査の結果を踏まえ、第3次改訂を行いました。



改訂のポイント

社会情勢の変化に伴う基本方針の見直し等

- 新たに顕在化し、より一層の対応が求められている問題への対応
(例)ヘイトスピーチ、いじめ問題、子どもの貧困、職場における人権問題等
- 人権意識調査結果の反映
意識調査の結果を基に今後の取組の方向性を見直し
- 全体的な表現の修正
基本理念等の内容がよりわかりやすくなるよう、表現を修正

構成等の見直し

- 個人権分野の見直し(13分野(第2次改訂)から14分野に再編成(1分野削除・2分野追加)
 - ・「個人のプライバシーの保護」は全ての人権分野に関係が深いため個別分野の項目から削除
 - ・「ユニバーサルデザインの推進」、「様々な人権」の2分野を追加
- 年表の作成
人権をめぐる国際社会、国及び県の動向を年表にして集約
- 指標及び具体的施策の記載
基本方針に関連する指標及び個別の施策・事業を資料編に記載し年度ごとに更新

第1章 基本的な考え方

めざす社会

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」

鳥取県人権尊重の社会づくり条例：前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下の平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

人権尊重の基本理念



“めざす社会”の実現のため3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

基本方針の位置付け

県の人権施策の中・長期的な方向性を示す

- 県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を推進
- 県の各種計画との整合性に配慮
- 県民、民間団体、企業等の自発的、積極的な取り組みに期待

第2章 人権施策の推進方針

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育

人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

学習者が主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法・内容の工夫・改善

評価の指標を明確に定めたPDCAサイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等の見直し

人権啓発

県民

- ・効果的な啓発・情報提供
- ・効果的な啓発手法

企業

- ・事業主等への人権啓発
- ・公正採用選考に関する取組

特定職業従事者

医療保健関係職員、福祉関係職員、教職員、行政職員、警察職員、消防職員に対する啓発



II 相談・支援の充実

相談機能の充実

- ・活用しやすい環境づくり
- ・関係機関の連携
- ・相談員の資質の向上、相談者本位の対応
- ・総合的な相談窓口による対応



救済制度の確立の国への要望

- ・人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが必要
- ・実効性のある救済制度の確立について国へ要望

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

■ 同和問題解決への主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査や、インターネット上での差別を助長する行為が依然としてあります。差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策を積極的に推進していく必要があります。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 隣保館における相談機能等の充実
 - (3) 就労の支援
 - (4) 差別事象等への対応
 - (5) 関係団体との連携



例【身元調査お断り運動】【宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取組】など

2 男女共同参画に関する人権

■ 家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

「社会通念・習慣」、「職場」など様々な分野で『男性優遇』と感じている人が多くあります。固定的性別役割分担意識や社会の様々な分野に残っている不平等感が解消されていくよう、男女共同参画に関する認識を深め定着させていくことが重要です。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育の推進
 - (2) 啓発・支援体制の充実
 - (3) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進
 - (4) 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進
 - (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (6) 男女間における暴力の根絶

例【女性活躍トッパー事業】【男女共同参画推進企業認定事業】など

3 障がいのある人の人権

■ 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

障がい者に対する差別の解消や、地域で自立した生活を送るための各種取組を進める必要があります。さらに、本県で始まった、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の構築を目指す「あいサポート運動」を継続していく必要があります。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談支援体制の充実
 - (3) 権利擁護の推進
 - (4) 障がい者差別の解消に向けた取組
 - (5) 社会参加と雇用の推進
 - (6) 暮らしやすいまちづくりの推進
 - (7) 特別支援教育の充実
 - (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実



例【あいサポート運動推進・連携事業】【障がい者差別のない社会づくり事業】など

4 子どもの人権

■子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

いじめ・不登校等児童生徒に係る相談体制の充実や、多様な家庭環境を背景とした問題に直面している児童生徒たちをサポートする活動をさらに充実していく必要があります。

施策の 基本的方向

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 親になるための教育の推進
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進
- (6) 特別支援教育の充実【再掲】
- (7) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
- (8) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実
- (9) 体罰防止に向けた取組の充実



例 【地域と共に創るとっとり人権教育事業】【いじめ防止対策推進事業】など

5 高齢者の人権

■高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

高齢者が地域社会の重要な一員として積極的に役割を果たし、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりが求められています。高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるような取組を推進していく必要があります。

施策の 基本的方向

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 社会参加・健康づくりの推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (6) 認知症関連施策の充実
- (7) 高齢者虐待防止対策等の充実



例 【明るい長寿社会づくり推進事業】【地域包括ケア推進支援】など

6 外国人の人権

■国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ住民の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努めることが必要です。

施策の 基本的方向

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 生活情報の提供の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 教育・啓発の推進
- (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
- (6) 外国人の社会参画の推進

例 【国際交流財団県民の国際理解推進事業】【国際交流財団の日本語クラス運営】など

7 病気にかかわる人の人権

■ 病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現

感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談支援体制の充実
 - (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備
 - (4) ハンセン病回復者等への支援
 - (5) HIV感染者、エイズ患者への支援
 - (6) 難病患者等への支援



例 【ハンセン病問題学習会】【医療安全支援センター運営事業】など

8 刑を終えて出所した人の人権

■ 刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識をなくすため、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要です。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談・支援の充実

例 【社会を明るくする運動】【地域生活定着支援センター設置事業】など

9 犯罪被害者等の人権

■ 犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要です。県民一般、地域における被害者支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談・支援の充実

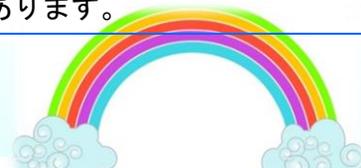
例 【被害者支援フォーラムの開催】【県総合的対応窓口等相談体制の充実】など

10 性的マイノリティの人権

■ 性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

性的マイノリティに対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。多様な性のあり方があることを多くの人が認識し、理解が進むよう啓発していく必要があります。

- 施策の基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談支援体制の充実
 - (3) 諸課題についての検討



例 【性的マイノリティ(LGBT)研修会】【性に関する指導普及研修会の開催】など

11 生活困難者の人権

■経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていくことが必要です。

- 施策の
基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 生活困難者への自立支援
 - (3) 生活困難者への就労支援
 - (4) 正規雇用に向けた就労支援

例 【被保護者自立(就労)支援事業】 【正規雇用1万人チャレンジ事業】など

12 インターネットにおける人権

■誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現

インターネットは全世界に通じているため様々な情報が簡単に得られる反面、有害な情報も閲覧が可能です。その使い方を誤ると犯罪の被害者になってしまったり、他人の名誉を傷つけてしまうおそれがあります。

- 施策の
基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談支援体制の充実
 - (3) インターネット上での人権侵害行為への対応
 - (4) 青少年の健全な育成のための環境整備



例 【ケータイ・インターネット教育啓発推進事業】 【ネットパトロール事業】など

13 ユニバーサルデザインの推進

■すべての人が等しく社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現

一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざすため、製品や建物などのデザイン化だけでなく、近年は、学校・職場・家庭・地域でも、個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの考え方を取り入れて行こうとする取組が進んでいます。今後さらに、UDの考え方を広げていく必要があります。

- 施策の
基本的方向
- (1) 教育・啓発の推進
 - (2) カラーUDの推進
 - (3) 関係機関等との連携
 - (4) 公共施設等のUD化の推進

例 【UDの大切さ必要性を学ぶ講座】 【UD社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業】など



14 様々な人権

■ 多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

私たちの周りには様々な人権問題が起きています。ここに挙げた個別の課題のほかにも様々な人権問題が存在しています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、他の拉致被害者については北朝鮮からは安否に関する説明もないなど、不誠実な対応が続いています。拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるための啓発活動を実施するとともに、拉致被害者の早期帰国の実現に向け、国に対して要望しています。

(2) 東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題

東日本大震災により、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難されてきた人に対して、住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っています。また、災害に遭われた人々の避難所での生活では、高齢者や障がい者等の、特別な援助や配慮を必要とする人たちの状況に応じた配慮が必要です。

(3) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化を持っていますが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られていないとも言える状況にあります。アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を進めていく必要があります。

(4) 個人情報保護

情報化社会の進展により、生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、本人の知らない間に個人の情報が漏洩した場合、伝達速度が速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩による被害も大規模となります。

(5) 職場における人権問題

従来、職場における人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別などがありましたが、職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめ、各種ハラスメント行為(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメントなど)が新たに問題となって表面化しています。

(6) ひきこもりの状態にある人の人権

ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合って生じるとされ、その原因は百人百様と言えます。ひきこもり状態の人への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

第4章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制

■ 人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会等

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をはじめとする各種の相談窓口を通じた障がい者や高齢者などの様々な人権に関する相談に対応していきます。また、子どものいじめなどの事案に対しては、「いじめ問題検証委員会」による調査を行い、障がい者差別、高齢者虐待、DVなどの事案に対しては、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

■ 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会等

県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとします。

■ 人権尊重の社会づくり委員会(県庁内)

副知事を会長として、各部長で構成し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進します。

■ 意識調査等の実施

鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの調査を行い、住民本位の施策に反映します。

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センターでは、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。また、人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」では、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権意識の向上のための取組を支援しています。

3 国、市町村、企業、NPO等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

人権施策基本方針 体系図

第1章

基本的な考え方

めざす社会

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会

人権尊重の基本理念

めざす社会の構築に向け、3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開

- ① 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- ② 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- ③ すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

第2章

人権施策の推進方針

基本的施策の推進方針（すべての人権課題に共通する施策）

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1 人権教育
- 2 人権啓発

相談・支援の充実

- 1 相談機能の充実
- 2 救済制度の確立の国への要望

第3章

分野別施策の推進

様々な分野における施策の推進方針

同和問題

男女共同参画に関する人権

障がいのある人の人権

子どもの人権

高齢者の人権

外国人の人権

病気にかかわる人の人権

刑を終えて出所した人の人権

犯罪被害者等の人権

性的マイノリティの人権

生活困難者の人権

インターネットにおける人権

ユニバーサルデザインの推進

様々な人権

※ 新たに推進方針を明示した人権問題

第4章

人権施策の推進体制

県の推進体制

人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 等
人権尊重の社会づくり委員会（庁内）、意識調査等の実施

鳥取県人権文化センター等との連携・協働

国、市町村、企業、NPO等との連携

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
- 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針其他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

おも そうだん まどぐち いちらん
主な相談窓口一覧

| くぶん 区分 | そうだん きかん 相談機関 | でんわ 電話 | ファクシミリ |
|--|--|---------------------|--------------|
| いじめ相談 そうだん | けんちやうじんけんきよく 県庁人権局 | 0857-29-2115 | — |
| | いじめ110番 | 0857-28-8718 | — |
| 児童虐待 じ どうぎやくたい | ちゆうおう じ どう そうだんしょ 中央児童相談所 | 0857-23-1031 | — |
| | くら よし じ どう そうだんしょ 倉吉児童相談所 | 0858-23-1141 | — |
| | よな こ じ どう そうだんしょ 米子児童相談所 | 0859-33-1471 | — |
| 高齢者 こうれいしゃ | とっとり とうぶ けんり しよう こし えん とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり | 0857-30-5885 | 0857-30-5886 |
| | ちゆうぶ せいねん こうけん し えん 中部成年後見支援センター ミットレーベン | 0858-22-8900 | 0858-22-8901 |
| | せいぶ こうけん 西部後見サポートセンター うえるかむ | 0859-21-5092 | 0859-21-5094 |
| 男女共同参画 だんじよきやうどうさん かく | だんじよきやうどうさん かく 男女共同参画センターよりん彩相談室 | 0858-23-3939 | — |
| | とうぶ そうだんしつ 東部相談室 | 0857-26-7887 | 0858-23-3989 |
| | せいぶ そうだんしつ 西部相談室 | 0859-33-3955 | — |
| DV でいぶい | ふ じん そうだんしょ 婦人相談所 | 0857-27-8630 | 0857-21-3025 |
| | ちゆうぶ そうごう じ む しよ ふく し ほ けん きょく 中部総合事務所福祉保健局 | 0858-23-3147・3152 | 0858-23-4803 |
| | せいぶ そうごう じ む しよ ふく し ほ けん きょく 西部総合事務所福祉保健局 | 0859-31-9304 | 0859-34-1392 |
| 障がい者 しょうがいしゃ | とうぶ ふく し ほ けん じ む しよ 東部福祉保健事務所 | 0857-22-5647 | — |
| | ちゆうぶ そうごう じ む しよ ふく し ほ けん きょく 中部総合事務所福祉保健局 | 0858-23-3124 | — |
| | せいぶ そうごう じ む しよ ふく し ほ けん きょく 西部総合事務所福祉保健局 | 0859-31-9301 | — |
| 外国人 がいこくじん 相談窓口 Consultation service 咨询服务 상담 창구 | とっとり けん こく さいこうりゆうざいだん (公財)鳥取県国際交流財団 | ほんしよ 本所 | 0857-31-5951 |
| | Tottori Prefectural International Exchange Foundation | くらよし むしよ 倉吉事務所 | 0858-23-5931 |
| | 鳥取県国際交流財団 | よなこ じ む しよ 米子事務所 | 0859-34-5931 |
| | 돗토리현국제교류재단 | | 0859-34-5955 |
| 犯罪被害者等 はんざい ひ がいしゃ どう | けんちやう 県庁くらしの安心推進課 | 0857-26-7183 | 0857-26-8171 |
| | ひ がいしゃ し えん (公社)とっとり被害者支援センター | 0120-43-0874 | — |
| | とつ とうり けんけい さつほんぶ 鳥取県警察本部 | 0857-27-9110 | — |
| 刑を終えて出所した人 けい お しゆつしよ ひと | とつ とうり けん ちいき せいいかつ ていちゃくし えん 鳥取県地域生活定着支援センター | 0857-59-6081 | 0857-59-2022 |
| 人権全般 じんけんぜんぱん (上記の項目も含めた 人権に係る相談) | けんちやうじんけんきよく 県庁人権局 | 0857-26-7677 | — |
| | ちゆうぶ そうごう じ む しよ ちいき しんこうきょく 中部総合事務所地域振興局 | 0858-23-3270 | — |
| | せいぶ そうごう じ む しよ ちいき しんこうきょく 西部総合事務所地域振興局 | 0859-31-9649 | — |
| | とつ とうり けん じんけんぶんか (公社)鳥取県人権文化センター | 0857-21-1712・1713 | 0857-21-1714 |

ほか くに かく しちやうそん そうだん まどぐち りよう
 その他にも国・各市町村にも相談窓口がありますのでご利用ください。

問い合わせ先
 とっとりけん そうむ ぶ じんけんきょく
 鳥取県総務部人権局
 人権・同和対策課
 だんわ
 TEL 0857-26-7590
 ふあくしゆり
 FAX 0857-26-8138
 でんし
 Eメール jinken@pref.tottori.jp

この基本方針について詳しくご覧に
 なりたい方は